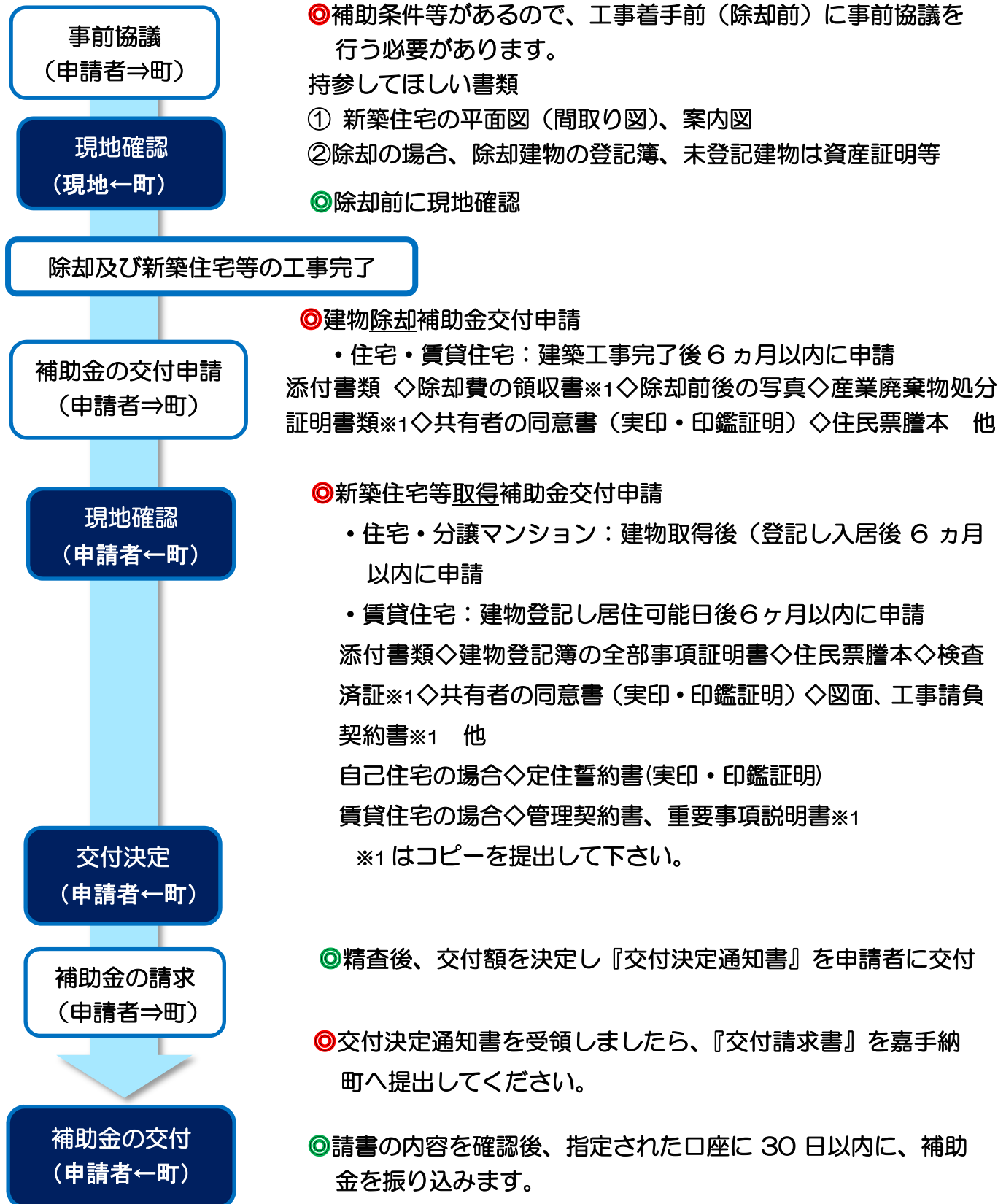


手続きの流れ 新築住宅等取得・建物除却補助金



～建物除却補助金・新築住宅等取得補助金の手続きの流れ～

手続きの流れ 定住促進奨励金

新築住宅を取得
(住宅竣工後)

◎新築住宅等取得補助金の交付対象となる住宅等を取得

固定資産税の課税開始
(申請者←納税通知書)

◎奨励金交付申請

固定資産税を全額納める
(申請者⇒町)

固定資産税が課された年度から5年間を限度とします。
各年度の固定資産税を全額納付した日からその年度の3月中旬頃までに申請して下さい。

奨励金の交付申請
(申請者⇒町)

添付書類○税務課から届く納税通知書の中の固定資産税課税
明細書のコピー

交付決定
(申請者←町)

◎精査後、交付額を決定し、『交付決定通知書』を申請者に交
付します。

奨励金の請求
(申請者⇒町)

◎交付決定通知書を受領しましたら、『交付請求書』を嘉手納
町へ提出して下さい。

奨励金の交付
(申請者←町)

◎請求書の内容を確認後、指定された口座に30日以内に、補
助金を振り込みます。
※固定資産税の補助は、5年間毎年度全額完納後、申請を行っ
て下さい。

～定住促進奨励金の手続きの流れ～